

## 上田看護専門学校

### 学 則

昭和63年4月1日 認可  
平成2年4月1日 一部改正  
平成11年4月1日 一部改正  
平成14年4月1日 一部改正  
平成15年4月1日 一部改正  
平成21年4月1日 一部改正  
平成22年4月1日 全部改正  
令和3年4月1日 一部改正  
令和4年4月1日 一部改正  
令和5年4月1日 一部改正  
令和6年4月1日 一部改正

### 目 次

第1章 総則	(第1条～第6条)
第2章 学年・学期及び休業日	(第7条～第9条)
第3章 教育課程等	(第10条～第17条)
第4章 入学・休学・復学・退学及び転学	(第18条～第26条)
第5章 教職員の組織	(第27条～第28条)
第6章 運営	(第29条)
第7章 受験料・入学金及び授業料	(第30条)
第8章 賞罰	(第31条～第32条)
第9章 健康管理	(第33条)
第10章 自己点検・自己評価	(第34条)
第11章 雑則	(第35条)

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学校は、保健師助産師看護師法及び学校教育法の規定に基づき、看護師として必要な知識及び技術を教授し、豊かな人間性を養い、職業人としての自覚と責任を持ち、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本学校は、上田看護専門学校と称する。

### (位 置)

第3条 本学校は、上田市中心二丁目22番10号に置く。

### (課程・学科及び定員)

第4条 本学校の課程・学科及び定員は次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	総定員
医療専門課程	看護学科3年課程（全日制）	40名	120名
医療専門課程	看護学科2年課程（定時制）	40名	120名

※看護学科2年課程 令和4年度から募集停止

### (修業年限)

第5条 修業年限は、次のとおりとする。

看護学科3年課程（全日制） 3年

看護学科2年課程（定時制） 3年

### (在学年限)

第6条 学生は、次の年限を超えて在学することはできない。

看護学科3年課程（全日制） 6年

看護学科2年課程（定時制） 3年

## 第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 学期は、次のとおりに分ける。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日
- (2) 後 期 10月1日から3月31日

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）に定める休日
  - (2) 土・日曜日
  - (3) 季節（春期・夏期・冬期）休業日  
年間を通じて10週間の範囲内で学校長が定める。
- 2 前項に掲げる休日は、必要に応じて学校長が変更する事ができる。
  - 3 その他臨時に必要とする場合は、学校長がその都度定める。
  - 4 学校長は、必要に応じて休業日に授業を行うことができる。

## 第3章 教育課程等

(教育課程・単位数及び授業時間数)

第10条 教育課程・単位数及び授業時間数については、次のとおりとする。

- (1) 看護学科3年課程の教育課程については別表1、看護学科2年課程の教育課程については別表2のとおりとする。
- (2) 1単位を構成する時間数は、「講義」「演習」の場合、15～30時間、「実験」「実技」「実習」については、30～45時間とする。
- (3) 臨地実習については、看護学科3年課程は1単位を30～45時間の実習をもって構成する。看護学科2年課程は1単位を45時間の実習をもって構成する。
- (4) 始業・終業時間は、別に定める。

(他校の課程を修了した者の単位の認定)

第11条 本学校に入学した者で、次の各号に該当するものは、個々の履修の学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当していると認められる場合は、本学校の履修に替えることができる。ただし、履修単位認定は、本人の申請に基づき行うものとする。

る。

- (1) 放送大学やその他の大学、高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 及び別表 3 の 2 に定められている教育内容と同一内容の科目を既に履修した者については、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができる。
  - ・ 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者の単位認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生労働省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は同指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り、当該養成所における履修に替えることができる。
- (3) 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定期日までに既修した学習内容を証明できる書類を添えて学校長に届出なければならない。

（単位の認定及び履修の認定）

第 12 条 単位の認定及び履修の認定は、学科試験及び実習等の成績に基づいて行う。

（試 験）

第 13 条 学科試験は、履修した科目について行う。

（追試験及び再試験）

第 14 条 追試験及び再試験は、本人の願い出により行うことができる。

- (1) 学生が、病気その他やむを得ない事情により、定められた期日に試験を受けることができなかった科目については、本人の願い出により追試験を行うことができる。
- (2) 学生が試験に合格しなかった科目については、本人の願い出により再試験を行うことができる。

（進級又は卒業の認定）

第 15 条 次の各号に該当する学生は、学校運営会議の議を経て、進級・卒業を認定する。

- (1) 各学年の出席すべき日数の 3 分の 2 以上出席した者
- (2) 前号に該当することかつ看護学科 3 年課程においては学則第 10 条第 1 項別表 1、看護学科 2 年課程においては学則第 10 条第 1 項別表 2 に定める単位修得の認定を

受けた者

(卒業証書の授与)

第 16 条 学校長は卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第 17 条 前項により卒業を認定された看護学科 3 年課程・看護学科 2 年課程のものには、文部科学大臣告示により、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

## 第 4 章 入学・休学・復学・退学及び転学

(入学資格)

第 18 条 本学校に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

### 看護学科 3 年課程

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

### 看護学科 2 年課程

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に規定する大学に入学できるものであって、かつ、准看護師免許を有する者
- (2) 准看護師の免許を得た後 3 年以上業務に従事している者であって、個別の資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第 19 条 本学校に入学を希望する者は、所定の入学願書に受験料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 20 条 入学者の選考は、学力試験及び面接等により行う。

2 入学の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第 21 条 入学できるものは、前条の試験に合格し、学校長の許可を受けた者でなければならない。

2 入学を許可された者は、学校長が指定する期日までに保証人連署の誓約書に入学金を添えて、学校長に提出しなければならない。

3 保証人は 2 人とし、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 保証人を変更するとき及び届出事項に変更が生じた場合は、直ちに学校長に提出しなければならない。

(転入学)

第 22 条 学校長は、学校に転入学を希望する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進捗が同程度であり、かつ、定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

2 前項の許可は、試験を得て行う。この場合、前 20 条の規定を準用する。

(休 学)

**看護学科 3 年課程**

第 23 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引続き 3 か月以上就学できないときは、保証人連署の上、休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。

3 休学は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。

4. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

第 24 条 休学中の学生は、保証人連署で復学願を学校長に提出し、その許可を得て復学

することができる。

(退学及び転学)

第 25 条 病気その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の上、退学（転学）願いを学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、前項に定める者以外、次の各号に該当する者について退学を命ずることができる。

- (1) 病気その他やむを得ない理由により成業が困難と認められる者
- (2) 正当の理由がなく授業料等を納入しない者
- (3) 学業成績不良のため、引き続き 2 年を超えて現学年に留まる者

(除籍)

第 26 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を学校運営会議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 行方不明の届け出のあった者

第 5 章 教職員の組織

(教職員組織)

第 27 条 本学校に、次の教職員を置く。

	看護学科 3 年課程	看護学科 2 年課程
学校長	1 人	
副学校長	1 人	
事務局長	1 人	
学校教務課長	1 人	
専任教員	8 人以上 (教務主任・実習調整者・を含む)	7 人以上 (教務主任・実習調整者・を含む)
事務職員	1 人以上	1 人以上
講師	相当数	相当数

(職 務)

第 28 条 前条第 1 項の規定による職務は別に定める。

## 第6章 運 営

(運営会議)

第29条 円滑な運営を図るため、次の号に掲げる会議を設置する。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 臨地実習指導者会議
- (4) 講師会議
- (5) 入試委員会
- (6) その他学校長が必要と認める会議

2 前項に規定する会議の委員の構成及び運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 第7章 受験料・入学金及び授業料等

(受験料、入学金及び授業料等)

第30条 受験料、入学金、授業料等及びその他の費用は、指定期日までに納入しなければならない。

- 2 授業料等を納入期日までに納入できない者は、学校長に「徴収金支払猶予依頼書」を提出し、許可を得なければならない。
- 3 既に納入した受験料、入学金及び授業料等は、看護学科3年課程においては、原則として返還しない。看護学科2年課程においては、既に納入した受験料、入学金は、原則として返還しない。
- 4 修学における費用及び納入方法は別に定める。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第31条 学校長は、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 学校長は、教育上必要と認めるときは、懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号に該当する者に命ずるものとする。
  - (1) 素行不良等で改善の見込みがないと認められる者



- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 学則に違反し、学校の秩序を著しく乱した者

## 第9章 健康管理

(健康管理)

第33条 学校長は年1回以上学生の健康診断を行う。健康管理については、別に定める。

## 第10章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第34条 本学校は、教育水準の向上を図り、本学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 自己点検・自己評価は自己点検・自己評価委員会を設置し、点検・評価を行う。
- 3 自己点検・自己評価委員会の運営については、別に定める。

## 第11章 雑 則

第35条 この学則に定めるもののほか本学校の運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 上田市医師会附属准看護学院（昭和27年4月1日開校）の学則は、廃止する。
- 3 昭和63年3月31日現在長野県医師会附属上田高等看護学院、及び上田市医師会附属准看護学院に在籍している学生については、本学校の学則を適用する。

附 則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則 この学則は、令和 4年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、令和 5年4月1日 から施行する。
- 附 則 この学則は、令和 6年4月1日 から施行する。

別表1 看護学科 3年課程

## 教育課程

教育内容		授業科目	単位数	講義時間
基礎分野	1. 科学的思考の基盤	文学	1	30
		看護のための科学	1	30
		哲学	1	20
		心理学	1	20
		論理学	1	20
		看護情報学	1	30
	2. 人間と人間生活 社会の理解	育みⅠ	1	30
		育みⅡ	1	15
		育みⅢ	1	15
		社会学	1	30
		教育学	1	30
		人間関係論	1	30
		英語Ⅰ	1	30
		英語Ⅱ	1	30
小計	14	360		
専門基礎分野	1. 人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30
		解剖生理学Ⅱ	1	30
		解剖生理学Ⅲ	1	30
		臨床生化学	1	30
		臨床栄養学	1	30
		2. 疾病の成り立ちと 回復の促進	病理学概論	1
	臨床薬理学	1	30	
	臨床微生物学	1	15	
	病態学Ⅰ	1	30	
	病態学Ⅱ	1	30	
	病態学Ⅲ	1	30	
	病態学Ⅳ	1	30	
	病態学Ⅴ	1	30	
	病態学Ⅵ	1	30	
	形態機能学Ⅰ	1	30	
	形態機能学Ⅱ	1	30	
	3. 健康支援と 社会保障制度	医療概論	1	15
		公衆衛生Ⅰ	1	15
		公衆衛生Ⅱ	1	15
		社会保障・社会福祉 概論	1	15
		社会保障・社会福祉 地域 関係法規	1	15
		小計	22	540
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		共通基本技術	1	30
		生活援助技術Ⅰ	1	30
		生活援助技術Ⅱ	1	30
		生活援助技術Ⅲ	1	30
		生活援助技術Ⅳ	1	30
		診療の補助技術	1	30
		ヘルスアセスメントⅠ	1	30
		ヘルスアセスメントⅡ	1	15
		問題解決思考	1	30
		看護過程の展開	1	30
	小計	11	315	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅲ	1	30
		地域・在宅看護援助論Ⅳ	1	20
	小計	5	140	
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学援助論Ⅰ	1	30
		成人看護学援助論Ⅱ	1	30
		成人看護学援助論Ⅲ	1	30
		成人看護学援助論Ⅳ	1	30
		小計	5	150

専 門 分 野 ・ 臨 地 実 習	老年看護学	老年看護学概論	1	30	
		老年看護学援助論Ⅰ	1	30	
		老年看護学援助論Ⅱ	1	30	
		小計	3	90	
	小児看護学	小児看護学概論	1	30	
		小児看護学援助論Ⅰ	1	30	
		小児看護学援助論Ⅱ	1	30	
		小計	3	90	
	母性看護学	母性看護学概論	1	20	
		母性看護学援助論Ⅰ	1	30	
		母性看護学援助論Ⅱ	1	30	
		母性看護学援助論Ⅲ	1	15	
		小計	4	95	
	精神看護学	精神看護学概論	1	30	
		精神看護学援助論Ⅰ	1	30	
		精神看護学援助論Ⅱ	1	20	
		小計	3	80	
	領域横断	保健指導	1	30	
		周術期と看護	1	30	
		薬物療法と看護	1	30	
		エンド・オブ・ライフケア	1	30	
		看護倫理	1	30	
		家族看護学	1	15	
			小計	6	165
	看護の統合と実践	災害看護学・国際看護学	2	30	
		医療安全	1	30	
		看護管理	1	15	
		看護研究の基礎Ⅰ	1	15	
		看護研究の基礎Ⅱ	1	15	
		看護の統合と実践演習	2	30	
			小計	8	135
			合計	84	2160
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	30		
	基礎看護学実習Ⅱ	1	45		
	基礎看護学実習Ⅲ	2	90		
		小計	4	165	
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	60		
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45		
	地域・在宅看護論実習Ⅲ	1	45		
		小計	4	150	
	成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅰ	2	60		
	成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅱ	2	60		
	成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅲ	1	45		
	成人・老年看護学 健康状態別看護実習Ⅳ	2	60		
		小計	7	225	
	小児看護学実習Ⅰ	1	45		
	小児看護学実習Ⅱ	1	45		
		小計	2	90	
	母性看護学実習	2	90		
		小計	2	90	
	精神看護学実習	2	90		
		小計	2	90	
統合実習Ⅰ	1	30			
統合実習Ⅱ	1	45			
	小計	2	75		
	実習合計	23	885		
総合計			107	3045	

別表2 看護学科 2年課程 教育課程

教育内容		授業科目	単位数	講義時間
基礎分野	1. 科学的思考の基盤	心理学	1	30
		論理学	1	30
	2. 人間と 人間生活の理解	情報学Ⅰ	1	30
		情報学Ⅱ	1	15
		社会学	1	30
		教育学	1	30
		倫理学	1	30
		文学	1	30
		英語Ⅰ	1	30
		英語Ⅱ	1	30
小計	10	285		
専門基礎分野	1. 人体の構造と機能	病理学概論	1	15
		解剖生理と疾患Ⅰ	1	30
	2. 疾病の成り立ちと 回復の促進	解剖生理と疾患Ⅱ	1	30
		解剖生理と疾患Ⅲ	1	30
		解剖生理と疾患Ⅳ	1	30
		解剖生理と疾患Ⅴ	1	30
		看護からみる病態	1	30
		臨床生化学の基礎	1	30
		臨床栄養学の基礎	1	15
		臨床薬理学の基礎	1	30
		臨床生物学の基礎	1	15
		保健医療論Ⅰ	1	15
	保健医療論Ⅱ	1	15	
	3. 健康支援と 社会保障制度	社会福祉	1	15
		関係法規	1	15
小計		15	345	
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30
		基礎看護技術Ⅰ	1	30
		基礎看護技術Ⅱ	1	30
		基礎看護学方法Ⅰ	1	30
		基礎看護学方法Ⅱ	1	30
		臨床看護総論	1	30
		小計	6	180
	基礎看護学実習	2	90	
合計	8	270		
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学方法Ⅰ	1	30
		成人看護学方法Ⅱ	1	30
		成人看護学方法Ⅲ	1	15
		小計	4	105
	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老人看護学方法Ⅰ	1	30
		老年看護学方法Ⅱ	1	30
		小計	3	90
	小児看護学	小児看護学概論	1	30
		小児看護学方法Ⅰ	1	30
		小児看護学方法Ⅱ	1	30
		小計	3	90

専門分野Ⅱ	母性看護学	母性看護学概論	1	30
		母性看護学方法Ⅰ	1	30
		母性看護学方法Ⅱ	1	30
		小計	3	90
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神看護学方法Ⅰ	1	30
		精神看護学方法Ⅱ	1	30
		小計	3	90
	臨地実習			
	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	1	45
		成人看護学実習Ⅱ	1	45
	老年看護学	老年看護学実習	2	90
	小児看護学	小児看護学実習Ⅰ	1	45
		小児看護学実習Ⅱ	1	45
母性看護学	母性看護学実習	2	90	
精神看護学	精神看護学実習	2	90	
	小計	10	450	
	合計	26	915	
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護の方法Ⅰ	1	30
		在宅看護の方法Ⅱ	1	30
		小計	3	90
	看護の統合と実践	看護管理と災害・国際看護	1	30
		看護研究の基礎Ⅰ	1	15
		看護研究の基礎Ⅱ	1	15
		看護における安全学	1	15
		看護技術の統合	1	30
		小計	5	105
	臨地実習			
	在宅看護論	在宅看護論実習Ⅰ	1	45
		在宅看護論実習Ⅱ	1	45
	看護の統合と実践	統合実習Ⅰ	1	45
	統合実習Ⅱ	1	45	
	小計	4	180	
	合計	12	375	
総合計			71	2190

## 上田看護専門学校 学則施行細則

昭和 63 年 4 月 1 日	決定
平成 2 年 4 月 1 日	改正
平成 11 年 4 月 1 日	改正
平成 13 年 4 月 1 日	改正
平成 14 年 4 月 1 日	改正
平成 15 年 4 月 1 日	改正
平成 16 年 4 月 1 日	改正
平成 17 年 4 月 1 日	改正
平成 19 年 4 月 1 日	改正
平成 21 年 4 月 1 日	改正
平成 22 年 4 月 1 日	改正
平成 23 年 4 月 1 日	改正
平成 24 年 4 月 1 日	改正
平成 25 年 4 月 1 日	改正
平成 26 年 4 月 1 日	改正
平成 29 年 4 月 1 日	改正
令和 2 年 4 月 1 日	改正
令和 3 年 4 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 1 日	改正
令和 5 年 4 月 1 日	改正
令和 6 年 4 月 1 日	改正

### (目的)

第 1 条 この細則は、上田看護専門学校学則（以下「学則」という。）第 35 条の規定に基づき、上田看護専門学校の学則を施行するために必要な事項を定める。

### (休業日)

第 2 条 学則第 9 条第 1 項第 3 号の季節休業の期間は次のとおりとする。

- (1) 春期休業 4 週間以内
- (2) 夏期休業 4 週間以内
- (3) 冬期休業 2 週間以内

(臨時休業)

第3条 学則第9条第3項の臨時休業は次のとおりとする。

- (1) 災害等の発生の時
- (2) 伝染病等の発生の時
- (3) その他学校長が必要と認めた時

(始業及び終業の時間)

第4条 学則第10条に基づき、授業時間は次のとおりとする。

- |     |             |
|-----|-------------|
| 1時限 | 9:00～10:30  |
| 2時限 | 10:40～12:10 |
| 3時限 | 13:10～14:40 |
| 4時限 | 14:50～16:20 |

- 2 授業時間は1時限(90分)をもって2時間とする。この1時限(90分)を「1コマ」という。
- 3 実習時間は、3年課程は45分を1時間とする。2年課程は60分を1時間とする。

(忌引休暇)

第5条 忌引は特別休暇とし、欠席日数に算入しない。

死亡した者	忌引日数
父母、配偶者、子供	5日以内
祖父母、兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母	1日以内

(入学試験)

第6条 学則第19条に規定する入学志願の手続き及び学則第20条に規定する入学試験は別に定める入学試験実施規程による。

(教職員の職務)

第7条 学則第27条に基づき、教職員の職務に関し、必要な事項を定める。

- 2 学校長は、職員を指揮し、学校の業務を統括する。
- 3 副学校長は、学校長を補佐し、学校長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長は、学校運営に関する事務を統括する。
- 5 学校教務課長は、学校長を補佐し、教務に関する統括・調整をする。
- 6 教務主任は、次の業務を行う。
  - (1) 教育方針、教育計画の企画立案及び授業計画に関すること。



- (2) 実習病院の選定及び連絡調整に関すること。
- (3) 教員採用事務に関すること。
- (4) 専任教員及び実習指導者の教育・指導に関すること。
- (5) 学生の入学、進級、休学、復学、退学、転学、卒業等に関すること。
- (6) 学籍簿の記録等学生に関すること。
- (7) 教科書用図書及び教材に関すること。
- (8) 講師及び実習指導者との連絡調整に関すること。

7 専任教員は、教務主任を補佐し、次の業務を行う。

- (1) 教育計画に基づく教育課程の教育に関すること。
- (2) 学生の授業並びに臨床実習の補佐に関すること。
- (3) 学生記録、出席簿に関すること。
- (4) 学生の学習及び課外活動等の指導及び助言に関すること。
- (5) 実習病院における学生の実習状況等の連絡調整に関すること。
- (6) 実習調整者は、実習計画の作成、実習施設との調整及び実習評価表の管理を行う。

8 講師及び実習指導者は、教育課程に定める担当教育に関する指導を行う。

9 事務職員は、学校の庶務及び会計の事務に関する業務を行う。

(運営会議)

第8条 学則第29条に基づき、本校の運営に関し、必要な事項を次のように定める。

2 学校運営会議を次のように定める。

- (1) 学校運営会議は、学校長、副学校長、学校担当理事、事務局長、学校教務課長、教務主任、学校長が必要と認めた者をもって構成する。
- (2) 学校運営会議は学校長がこれを招集し、その議長となる。
- (3) 学校運営会議は、次の事項について審議する。

ア 学校の運営に関する事項

イ 学則又は諸規定に関する事項

ウ 学校の教育計画、教育内容に関する事項

エ 学校の予算及び決算の承認に関する事項

オ 学生の進級及び卒業並びに入学、休学、転学、復学及び退学に関する事項

カ 賞罰に関する事項

キ その他学校運営に関し重要と認める事項

3 教務会議を次のように定める。

- (1) 教務会議は、教務主任及び専任教員で構成する。
- (2) 教務会議は、週1回を原則とし、教務主任が招集する。
- (3) 教務会議は次の事項について審議する。

ア 学生の教育に関する事項。

- イ 学生の進級及び卒業並びに入学、休学、転学、復学及び退学に関する事項
- ウ 学生の賞罰に関する事項
- エ 学生の健康管理に関する事項
- オ 講師に関する事項
- カ 教材、教具、図書に関する事項
- キ その他の教務に関する事項

4 臨地実習指導者会議を次のように定める。

- (1) 臨地実習指導者会議は、学校教務課長、教務主任、専任教員、看護部長、総看護師長、臨地の指導者等で構成する。
- (2) 臨地実習指導者会議は、次の事項を協議する。
  - ア 実習計画に関する事項
  - イ 実習の具体的方法に関する事項
  - ウ 実習評価に関する事項

5 講師会議を次のように定める。

- (1) 講師会議は、学校長、副学校長、学校教務課長、教務主任、専任教員、講師をもって構成し、議長は副学校長とする。ただし、学校長が必要と認めた者を構成員に加えることができる。
- (2) 講師会議は、次の事項を協議する。
  - ア 教育計画、教育内容に関する事項
  - イ 成績評価に関する事項

6 入試委員会を次のように定める。

- (1) 本校の入学試験の円滑な運営を図るため入試委員会を置く。
- (2) 入試委員会会議は、次の者をもって構成する。
  - 学校長、副学校長、学校担当理事、学校教務課長、教務主任、専任教員及び学校長が任命した者をもって構成する。
- (3) 委員長は学校長とする。
- (4) 入試委員会会議は、次の事項について審議する。
  - ア 入学試験に関する事項
  - イ 入学生の判定に関する事項
  - ウ その他入学選考に関する事項

(単位の認定及び科目の履修認定)

第9条 この規定は、学則第3章第12条～第15条の規定により単位・履修認定、卒業認定の規定に必要な事項を定める。

- 1 単位の認定は、筆記試験、実技試験、レポート及び実習評価等により行う。
- 2 試験時間は、原則として45分とする。

- 3 学則 12 条に定める学科試験の評価は、100 点満点とし、60 点以上を合格点とする。
- 4 60 点未満の科目に対し、本人の願い出により再試験を受けることができる。
- 5 再試験は、3 年課程は 60 点以上を合格とし、評価は 60 点とする。2 年課程は、基礎分野・専門基礎分野は 80 点以上、専門分野・統合分野は 70 点以上を合格とする。合格した場合の評価は 60 点とする。
- 6 追試験の採点は、90% 評価とする。
- 7 同一科目を複数の講師が分担して試験を行う場合は、実施時間の割合から配点を決定し、評価は総合して行う。
- 8 単位認定のための評定基準を下記に示す。

評定	評定	評定	認定
3 年課程	2 年課程		認定
A	AA	授業科目の成績評価が 100~90 点 (素点)	認定
B	A	授業科目の成績評価が 89~80 点 (素点)	認定
C	B	授業科目の成績評価が 79~70 点 (素点)	認定
D	C	授業科目の成績評価が 69~60 点 (素点)	認定
E	D 合	補正 (再試験) で 60 点以上	認定
不合格	不合格	補正 (再試験) で 60 点未満	不認定
合格	合格	当該学年次以外合格	認定

- 9 学則第 15 条による卒業認定の規定については、別に定める学習評価規程による。
- 10 学則第 11 条による他校の課程を修了した者の単位の認定については、別に定める学習評価規程による。

(入学金及び授業料等)

第10条 学則第30条に基づき、入学金及び授業料、納入方法は次のとおりとする。

項目	納入時期	金額	金額
		看護学科3年課程	看護学科2年課程
授業料 (実習費 含)	前期(入学時)	204,000円	180,000円
	後期	204,000円	180,000円
受験料		20,000円	20,000円
入学金	入学金	150,000円	70,000円
教材費	各学年前期	20,000円	20,000円
施設設備費	3年課程 各学年前期	100,000円	
施設設備費	2年課程 入学時		80,000円
クラス費 (実習準備 費・模擬試 験費・健康 診断費等)	前期	40,000円	35,000円
	後期	40,000円	35,000円

- 2 授業料等の納入方法は、納入通知に基づき納入する。
- 3 3年課程においては、休学者の授業料は徴収しない。
- 4 再試験及び追試験並びに各種証明に要する費用は、手数料としてその都度徴収する。

(表彰)

第11条 学則第31条に基づき、表彰規定を設け、表彰する。

- 2 表彰は、皆勤賞及びその他学校長が認めたものとする。
  - (1) 皆勤賞は、修業年限を通じ欠席皆無の場合とする。
  - (2) その他学校長が認めたものとは、地域社会又は学校において、特別な善行又は学生の模範的な行為をいう。

(懲戒)

第 12 条 学則第 3 2 条に基づき、訓告、停学及び退学に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 訓告は、将来を戒め十分な反省を促すこととする。
- (2) 停学は、一定期間登校を停止し、自宅謹慎とする。
- (3) 退学は、学校の学籍から除外する。

(健康管理)

第 13 条 学則第 3 3 条による健康管理の規定については別に定める健康管理規程による。

(自己点検・自己評価)

第 14 条 学則第 3 4 条による自己点検・自己評価の運営については、別に定める自己点検・自己評価規程による。

(学生自治)

第 15 条 学生自治のための規則等は、教務主任を通じ学校長の承認を得なければならない。

(雑則)

第 16 条 この細則の改廃は、学校運営会議の議を経て決定する。

附 則 この施行細則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正後の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

- 附 則 この改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正後の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正後の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正後の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。